

第3期 鳥取市スポーツ推進計画

令和8年4月
鳥取市教育委員会

～ 目 次 ～

はじめに	…	1
第1章 鳥取市スポーツ推進計画の概要		
1 策定の背景と趣旨	…	2・3
2 計画の位置づけ	…	3
3 計画の期間	…	3
4 計画における「スポーツ」の定義	…	3
5 計画の基本理念・方針	…	4
6 計画の体系	…	5～8
第2章 具体的施策の方向性		
I 生涯スポーツで活力ある社会の実現	…	9
1 乳幼児期における運動習慣の基礎づくり	…	9
2 学校体育と地域スポーツ活動への支援	…	10・11
3 スポーツを通じた共生社会の実現	…	12・13
4 市民総スポーツ運動の推進	…	14・15
5 誰もが参加しやすいスポーツ環境づくり	…	16・17
II 地域におけるスポーツ活動の推進	…	18
1 地域活力の創出に向けたスポーツ振興	…	18・19
2 スポーツ交流の推進	…	20・21
III 持続可能なスポーツ人材育成・環境整備	…	22
1 競技人口の増加をめざした施策の展開	…	22・23
2 施設をはじめとするスポーツ環境の構築	…	24
本計画の数値目標について	…	25
～ 参考資料 ～		
【資料1】用語解説	…	26～28
【資料2】鳥取市スポーツ推進審議会条例	…	29
【資料3】鳥取市スポーツ審議会委員名簿	…	30

はじめに

近年、少子高齢化の進展や価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、人々のスポーツに対する意識やニーズが変化し、生涯スポーツやレクリエーション活動への関心が高まっています。また、本市において、令和7年度に全国高等学校総合体育大会・東京2025世界陸上ジャマイカ代表選手団事前キャンプが実施され、令和8年度に全国中学校体育大会、令和9年度にはワールドマスターズゲームズ2027関西大会の開催が予定されており、市民のスポーツ熱の高まりも期待されるところです。

我が国においては平成23年8月に「スポーツ基本法」を施行、平成24年3月にはスポーツ基本法に基づく「スポーツ基本計画」を策定するなど、国を挙げて振興に取り組んできました。

本市では、平成28年3月にスポーツに関する施策を総合的に推進するための指針として、第1期「鳥取市スポーツ推進計画」を策定し、さらに、令和3年度から令和7年度までの5年間を本計画の第2期と位置づけスポーツ振興に取り組んできたところです。

そして、このたび令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とし、引き続き、「すべての市民がいつでもスポーツ活動を実践できる環境を整え、スポーツ活動を通じて、生涯にわたって活力に満ちた豊かな生活を送ることができる鳥取市～年齢や性別、障がい、国籍等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに親しむことができるまち～」を基本理念（めざす姿）とする第3期「鳥取市スポーツ推進計画」を策定しました。引き続き、持続可能なスポーツ振興を図ってまいりますので、市民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、貴重なご意見・ご提言をいただきました鳥取市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、本計画の策定にあたりご協力をいただいたすべての方々に心から感謝します。

令和8年4月

鳥取市教育委員会
教育長 河井登志夫

第1章 鳥取市スポーツ推進計画の概要

1 策定の背景と趣旨

「スポーツは、世界共通の人類の文化である」。平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」(※1)は、この一文から始まります。同法は、スポーツ立国の実現をめざし、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的・計画的に推進するために制定されたものです。

翌年3月にはこの法律に基づき「スポーツ基本計画」(※2)が、平成29年3月には改訂された「第2期スポーツ基本計画」が、さらに令和4年3月には「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。地方公共団体においても、この計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとされています。

鳥取県においては、令和6年3月に「第3期鳥取県スポーツ推進計画」(※3)を策定し、「誰もが元気いっぱいの鳥取県！～スポーツでつむぐ絆と輝く未来～」を目指す姿として掲げ、今後取り組んでいく主要な施策を柱となる「4つの挑戦」として定めています。

本市においては、「鳥取市総合計画」(※4)の中で「スポーツ・レクリエーションの振興」を施策の一つとして掲げ、市民総スポーツ運動の推進に取り組んできました。

この度、国や鳥取県の動向を踏まえ、「第12次鳥取市総合計画」、「第3期鳥取市教育振興基本計画」(※5)などの上位計画、「鳥取市生涯学習推進基本方針」(※6)や「鳥取市公共施設再配置の推進に向けた取組方針」(※7)などの関連方針・計画と整合性を図り、新たに「鳥取市スポーツ推進計画」を策定するものです。

【国・県・市のスポーツに関する法制度等】

時 期	法制度等	主 体
昭和36年 6月	「スポーツ振興法」(※8)の施行	国
平成12年 9月	「スポーツ振興基本計画」(10カ年計画)の策定	国
平成18年 9月	「スポーツ振興基本計画」の改定	国
平成21年 3月	「鳥取県スポーツ振興計画」(10カ年計画)の策定	県
平成22年 8月	「スポーツ立国戦略」(10年間)(※9)の策定	国
平成23年 8月	「スポーツ基本法」の施行(スポーツ振興法の全部改正)	国
平成24年 3月	「スポーツ基本計画」の策定	国
平成26年 3月	「鳥取県スポーツ推進計画」(10カ年計画)の策定 (鳥取県スポーツ振興計画の全部改正)	県
平成28年 3月	「第10次鳥取市総合計画」の策定 「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」の策定 「鳥取市スポーツ推進計画」の策定	市 市 市
平成29年 3月	(第2期)スポーツ基本計画の策定	国
平成31年 3月	(第2期)鳥取県スポーツ推進計画	県
令和 3年 3月	「第11次鳥取市総合計画」の策定 「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」の策定 「第2期鳥取市スポーツ推進計画」の策定	市 市 市
令和 4年 3月	(第3期)スポーツ基本計画の策定	国
令和 6年 3月	(第3期)鳥取県スポーツ推進計画	県
令和 8年 3月	「第12次鳥取市総合計画」の策定 「第3期鳥取市教育振興基本計画」の策定 「第3期鳥取市スポーツ推進計画」の策定	市 市 市

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、スポーツ基本法に基づく鳥取市のスポーツに関する総合計画です。
- (2) 本計画を、「第12次鳥取市総合計画」及び「第3期鳥取市教育振興基本計画」のスポーツ分野の個別計画として位置づけます。

3 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

また、「鳥取市スポーツ推進審議会」(※10)において、計画の進捗状況の点検評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

4 計画における「スポーツ」の定義

本計画にいう「スポーツ」とは、勝敗を争う競技スポーツだけでなく、楽しむことや体を動かすことを目的としたレクリエーション活動や散歩、ジョギングなどの運動すべてを含め、幅広い概念で捉えることとします。

5 計画の基本理念・方針

(1) 基本理念（めざす姿）

すべての市民がいつでもスポーツ活動を実践できる環境を整え、スポーツ活動を通じて、生涯にわたって活力に満ちた豊かな生活を送ることができる鳥取市
～年齢や性別、障がい、国籍等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに親しむことができるまち～

鳥取県スポーツ推進計画は令和6年度から令和10年度までの5カ年計画として改定され「誰もが元気いっぱいの鳥取県！～スポーツでつむぐ絆と輝く未来～」を目指す姿とされています。このことを踏まえながら、本市では、現行の第2期鳥取市スポーツ推進計画（令和3年3月策定）を基本とし踏襲しつつ、「第12次鳥取市総合計画」及び「第3期鳥取市教育振興基本計画」で示した施策を推進することで、先に掲げた基本理念の実現を目指します。

(2) 基本方針

めざす姿を実現するため、以下の3つの基本方針を定め、具体的施策を展開することとします。

I 生涯スポーツで活力ある社会の実現

誰もが活力に満ちた豊かな生活を送るためには、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境を整える必要があります。児童生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、乳幼児から高齢者の幅広い世代や性別、障がい、国籍等に関わらず、市民の誰もが関心や適性等に応じ、生涯にわたってスポーツ活動を行うことができる社会の実現をめざします。

II 地域におけるスポーツ活動の推進

地域スポーツを活性化させることで、地域の連帯感を強めたり、地域社会を再生したりすることができます。スポーツ推進委員やボランティア、あるいは指導者などスポーツに関わる人々によってスポーツ活動が支えられ、地域住民が主体的にスポーツやまちの活動に参画することを目標とします。また、スポーツを通じた地域交流によって、相互理解や友好の促進、地域の自然文化などの魅力発信による交流人口の拡大、ボランティア人口の拡大を図ります。

III 持続可能なスポーツ人材育成・環境整備

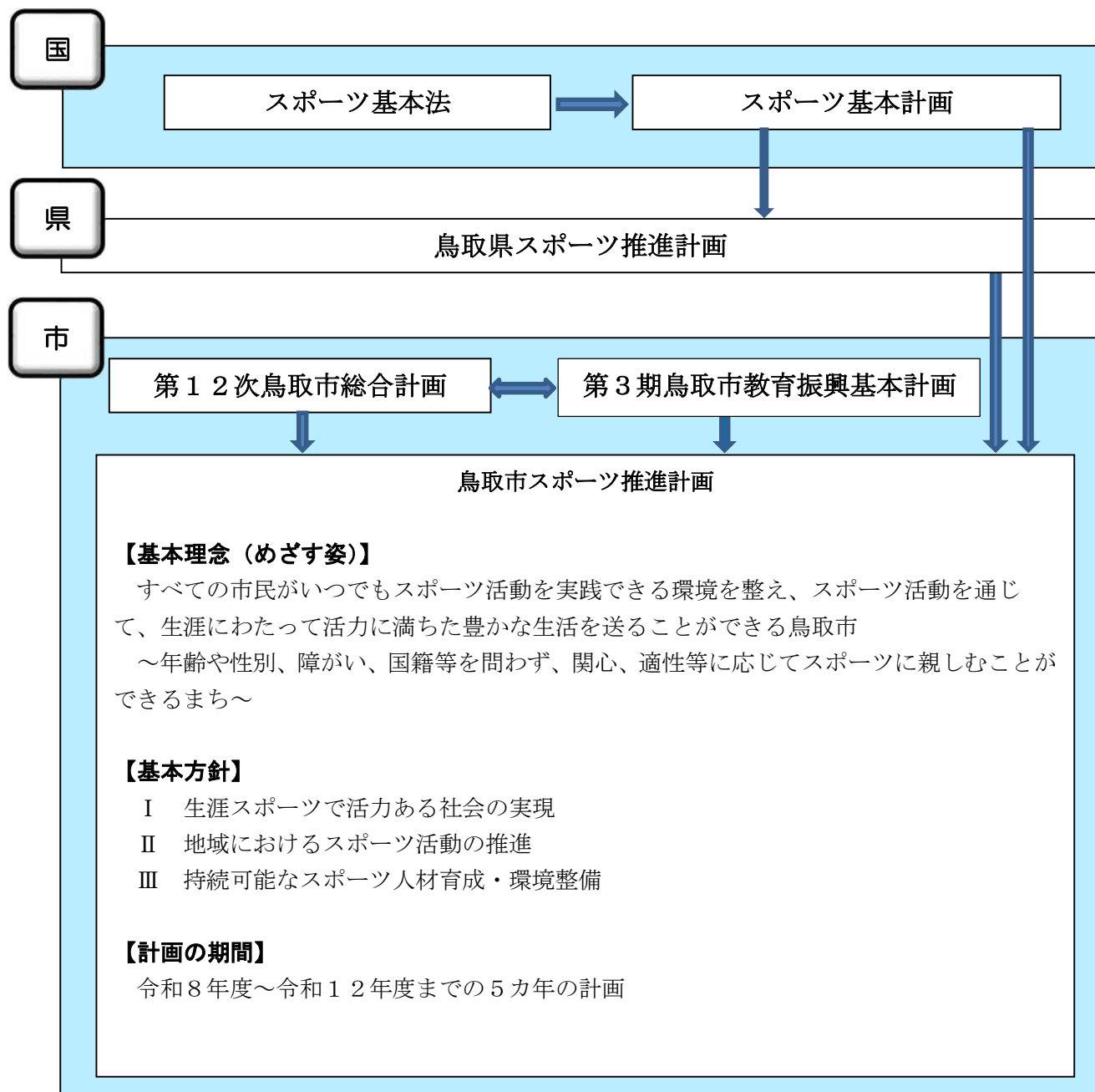
スポーツは、協調性や責任感などを育み、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、仲間と触れ合うことの大切さを教えてくれます。また、スポーツの価値を持続的に社会で実現するためには、人材育成や環境整備が必要不可欠です。スポーツの重要性に鑑み、競技団体への支援や指導者の育成・確保、施設整備など持続可能なスポーツ人材育成・環境整備を図ります。

6 計画の体系

(1) 国・県・市の計画の比較

	スポーツ基本計画	鳥取県スポーツ推進計画	鳥取市スポーツ推進計画
策定主体	国	県	市
計画期間	令和4年度～8年度の5カ年間	令和6年度～10年度の5カ年間	令和8年度～12年度の5カ年間
基本理念 (めざす姿)	1 スポーツで「人生」が変わる 2 スポーツで「社会」を変える 3 スポーツで「世界」とつながる 4 スポーツで「未来」を創る	誰もが元気いっぱいの鳥取県！ ～スポーツでつむぐ絆と輝く未来～	すべての市民がいつでもスポーツ活動を実践できる環境を整え、スポーツ活動を通じて、生涯にわたって活気に満ちた豊かな生活を送ることができる鳥取市 ～年齢や性別、障がい、国籍等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに親しむことができるまち～
基本方針	1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大とそのための人材育成、場の充実 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値向上	挑戦1 みんながスポーツを楽しもう！ 挑戦2 あらゆる“バリア”を取り払おう！ 挑戦3 輝くスポーツ人材を育てよう！ 挑戦4 スポーツを活かし地域を元気に！	I 生涯スポーツで活力ある社会の実現 II 地域におけるスポーツ活動の推進 III 持続可能なスポーツ人材育成・環境整備

(2) 鳥取市スポーツ推進計画の全体像



(3) 鳥取市スポーツ推進計画の体系

基本理念（めざす姿）		
すべての市民がいつでもスポーツ活動を実践できる環境を整え、スポーツ活動を通じて、生涯にわたって活力に満ちた豊かな生活を送ることができる鳥取市 ～年齢や性別、障がい、国籍等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに親しむことができるまち～		
基本方針	施策項目	具体的施策
I 生涯スポーツで 活力ある社会の実現	1 乳幼児期における運動習慣の基礎づくり	① 保育園・幼稚園等での外遊びの推奨
		② 家庭で行う遊びや運動の展開
	2 学校体育と地域スポーツ活動への支援	① トップアスリートを活用した子どもの育成
		② 学校体育・地域スポーツ活動に関わる指導者の育成
		③ 子どもをとりまく関係団体、指導者、保護者等への啓発
		④ スポーツ少年団活動の奨励
		⑤ 中学校体育連盟との連携
		⑥ 児童期におけるスポーツ交流の実践
	3 スポーツを通じた共生社会の実現	① 障がいの有無に関わらないスポーツ環境の醸成
		② 高齢者のスポーツ活動機会の創出
		③ 女性のスポーツ活動の推進
	4 市民総スポーツ運動の推進	① 鳥取市民スポーツ大会の充実
		② 地域振興スポーツ事業の推進
		③ スポーツによる健康維持、体力の増進の促進
		④ 誰もが楽しめるスポーツの普及促進
⑤ 総合型地域スポーツクラブ等との連携・協力		
5 誰もが参加しやすいスポーツ環境づくり	① 安全なスポーツ環境の整備	
	② スポーツに関する情報の提供	
	③ 市民サービスの向上を目的とした施設等の機能改善	
II 地域におけるスポーツ活動の推進	1 地域活力の創出に向けたスポーツ振興	① スポーツ界の好循環の創出
		② 地域から発信するスポーツ活動の展開
		③ スポーツ推進委員を対象とする研修の充実
		④ 地域に根差したプロスポーツチームとの相互発展
		⑤ 「ささええるスポーツ」活動の創出
		⑥ 施設開放の促進
	2 スポーツ交流の推進	① スポーツツーリズムの推進
		② スポーツを通じた国際交流の推進
		③ 「みるスポーツ」活動の推奨
		④ 交流事業の開催
		⑤ 姉妹都市交流の継続

基本方針	施策項目	具体的施策
Ⅲ 持続可能なスポーツ人材育成・環境整備	1 競技人口の増加をめざした施策の展開	① スポーツ協会をはじめとする関係団体との連携・協働
		② 指導者の育成と資質の向上
		③ 「するスポーツ」活動の積極的な展開
		④ 優秀選手への支援
		⑤ 顕彰制度の充実と「知る・調べる」活動の支援
	2 施設をはじめとするスポーツ環境の構築	① 競技スポーツに対する市民ニーズの把握
		② 施設予約の利便性の向上
		③ 競技者への積極的な広報
		④ 競技スポーツとの出会いの創出
		⑤ スポーツ施設環境の充実



第2章 具体的施策の方向性

基本方針Ⅰ 生涯スポーツで活力ある社会の実現

【施策項目】 1 乳幼児期における運動習慣の基礎づくり	
施策目標	乳幼児期から体を動かす遊びや運動に触れる機会を積極的に提供し、児童期以降のスポーツ活動につなげる。
現状と課題	<p>子どもの体力の低下が顕著であることや積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることから、乳幼児期から遊びや運動を実践することが重要になっています。そのため、遊びや運動の機会を積極的に提供していく必要があると考えられます。</p> <p>「幼児期運動指針」（平成24年3月・文部科学省）では、幼児を取り巻く社会の現状を踏まえ、「主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を、幼児の生活全体の中に確保していくことは大きな課題である」としています。また、「幼児は様々な遊びを中心に、毎日、合計60分以上、楽しく体を動かすことが大切」であり、幼稚園や保育園に限らず、家庭での身体活動も含めて、体を動かす機会を増やすことがねらいとされています。</p> <p>こうした現状を踏まえ、本市でも、障がいの有無に関わらず、乳幼児に対して家庭や地域、保育園等で遊びや運動に親しむ習慣を身に付けさせることを支援したり、生涯にわたってスポーツ活動に親しむ基礎づくりを行うことが求められます。</p>
具体的施策	<p>① 保育園・幼稚園等での外遊びの推奨</p> <p>外遊びを通して体を動かすことの楽しさを知り、のびのびと体を使って遊ぶことで心身の健全な発達につながり、児童期以降の運動・スポーツ活動の基礎をつくることができます。本市では、保育園や幼稚園等で芝生化が順次行われています。土踏まずの形成期である2～5歳までの間に、裸足で思い切り遊べる環境を整えることによって、幼児の健やかな成長を促し、幼児が意欲的に体を動かし楽しむことを目的としています。こうした環境を活用し、保育園・幼稚園などの幼児教育・保育機関における外遊びを推奨します。</p>  <p>② 家庭で行う遊びや運動の展開</p> <p>乳幼児期においては、家庭で子どもと保護者が遊びや運動を通じて触れ合うことや子どもの心身の発達に応じた運動内容について保護者が積極的に理解を示すことが求められます。</p> <p>身近な体育施設などでのスポーツ教室や学校施設開放など、保護者と一緒になって行うことのできる遊びや運動を推進します。</p>

基本方針Ⅰ 生涯スポーツで活力ある社会の実現

【施策項目】 2 学校体育と地域スポーツ活動への支援	
施策目標	<p>児童期以降の「学校におけるスポーツ活動」と「地域社会におけるスポーツ活動」のそれぞれに対する支援を実施し、いつでも・どこでもスポーツを行える環境を整え、生涯スポーツの基礎づくりとする。</p> <p>【数値目標】 こころのプロジェクト「夢の教室」実施校数 14校（R6年度） ⇒ 20校（R12年度）</p>
現状と課題	<p>平成8年度以降の小学生のスポーツ活動は、学校教育活動での指導から外れ、競技団体・地域などの社会体育活動での指導に委ねられています。小学生のスポーツクラブは、こうした地域社会の献身的なボランティアに支えられ運営されていることから、行政による適正な指導方法や体罰の防止、スポーツ障がい予防などの指導・助言はもとより、優良な活動事例の紹介など情報提供に努める必要があります。</p> <p>中学校の部活動においては、少子化の影響で複数の学校で合同チームを結成し試合に出場する例や活動休止に追い込まれる部も見受けられます。練習場所、指導者の確保なども喫緊の課題として挙げられます。急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する必要があります。</p> <p>令和7年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」によれば、本市では、小学校5年生で握力・ソフトボール投げ等の8項目のうち、男女ともに5項目、中学校2年生で握力・ハンドボール投げ等の8項目のうち、男子が7項目、女子が5項目で全国・県平均を上回っており、これらを総合した体力合計点では小学校5年生、中学校2年生ともに男女で全国・県平均を上回りました。一方、上体起こし、長座体前屈やボール投げといった種目は全国・県を下回る結果がみられます。上体起こし、長座体前屈では、外で体を動かす機会が少ないため伸ばす、縮める、捻るといった身体活動が減少しているため関節の可動域が狭くなっていること（柔軟性の欠如）が伺えますし、ボール投げでは、ボール遊び禁止の公園の増加や、全身を巧みに動かす経験が不足しているなど、肘を上げたり腕を振るといった動作が未発達であったり、筋力の不足も伺えます。</p> <p>このことから、本市の小・中学生ともに比較的高い体力・運動能力を有しているものの、共通した苦手種目が出来つつあります。上記のように学校体育だけでなく社会全般のスポーツ活動が盛んになっている中、学校体育・地域スポーツ双方への支援を図り、これを維持していくための施策が求められます。</p>
具体的施策	<p>① トップアスリートを活用した子どもの育成</p> <p>公益財団法人日本サッカー協会に委託して行う「こころのプロジェクト『夢の教室』（※11）事業を通じて、スポーツ・文化などの分野で優れた功績を残したアスリート等（夢先生）から夢を持つことや仲間と協力し合うことの大切さなどを学び、子どもたちの豊かなこころづくりにつなげます。多くの子どもたちに本事業の機会を提供できるよう実施校数の拡大をめざします。</p> <p>② 学校体育・地域スポーツ活動に関わる指導者の確保・育成</p> <p>小・中学校のクラブ活動や部活動に携わる教員や指導者の指導力向上につながる実</p>

	<p>技指導・スポーツ障がい予防研修等の充実を図ります。</p> <p>また、鳥取県・市のスポーツ少年団などと連携し、少年スポーツ指導者を対象とした研修会を開催します。指導者のみならず、少年スポーツに携わる保護者や地域の方々にも主体的に参加していただけるよう研修内容を工夫します。</p> <p>令和5年11月に設置した「鳥取市スポーツ指導者バンク」の運用により、鳥取市におけるスポーツに関する専門的な知識や経験、技能等を有している指導者を発掘し、本市中学校部活動の地域展開や地域クラブ活動の取組はもとより市民のスポーツ活動の普及・振興を図ります。</p>
	<p>③ 子どもをとりまく関係団体、指導者、保護者等への啓発</p> <p>本市教育委員会は、平成26年2月に『小学生スポーツ活動ガイドライン』（※12）を策定しました。スポーツ活動に関わる指導者や保護者、学校や地域などの関係者が小学生スポーツの望ましいあり方を共有できる体制づくりを進め、共通理解を深められるよう、ガイドラインの周知に努めます。</p> <p>「鳥取市部活動のあり方に関する提言」を受けて、部活動に係る持続可能な運営体制構築について検討及び協議を行うために「鳥取市部活動改革委員会」が設置され、令和5年2月に「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次提言」、令和7年1月には「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次提言」が取りまとめられました。</p> <p>少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を学校や地域の実情に応じながら確保できるよう、提言を踏まえた地域展開を進めていきます。</p> <p>クラブ活動を、社会教育の一環として、スポーツ・文化芸術の振興という観点も踏まえながら支援するとともに、地域がスポーツ・文化芸術活動を運営できる体制を各学校等と連携して整備していきます。</p>
	<p>④ スポーツ少年団活動の奨励</p> <p>「鳥取市スポーツ少年団」（※13）に加入する各単位団の活動費を助成します。各単位団での活動は、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的とするもので、スポーツ少年団活動を通じて、人間性豊かな社会人へと成長することが期待されます。単位団の登録数は近年減少傾向であり、指導者の負担が大きいことから、指導者の育成を行うための施策の充実が単位団の増加につながると考えます。</p> <p>少子化の進展によりスポーツ少年団の数も年々減少傾向にあるものの、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献するという理念は本市の掲げるスポーツのあり方と合致しており、スポーツ少年団を生涯スポーツの玄関口としてとらえ、その活動を支援していきます。</p>
	<p>⑤ 中学校体育連盟や競技協会等との連携</p> <p>鳥取市中学校体育連盟や競技協会等との連携を図り、児童生徒のスポーツ活動の充実をめざします。必要に応じて、同連盟や競技協会等に対する補助金等の支援の在り方について検討することとします。</p>
	<p>⑥ 児童期におけるスポーツ交流の実践</p> <p>仲間意識の醸成や新しい出会い、感動の創出を図るため、但馬地域や岩美町、京丹後市などと共催する「山陰海岸ジオパーク小学生駅伝競走大会」（※14）などを通じて、県内外の関係市町村とのスポーツ交流を行います。</p>

基本方針Ⅰ 生涯スポーツで活力ある社会の実現

【施策項目】 3 スポーツを通じた共生社会の実現

<p>施策目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や配慮が必要な人のスポーツ推進体制を推進するため、市民の関心や理解を深めるための施策を実施する。 ・女性のスポーツ実施率を向上させるため、スポーツの関心を高め、女性のニーズに合ったスポーツ機会を創出する。 ・共生社会ホストタウンの取り組みの充実やレガシーとして共生社会の実現を推進する。 <p>【数値目標】 鳥取市スポーツ・レクリエーション祭の参加者数 732人（R6年度） ⇒ 800人（R12年度）</p>
<p>現状と課題</p>	<p>平成30年5月、本市は東京2020オリンピック・パラリンピックの「共生社会ホストタウン」に登録しました。これは東京大会でのパラリンピアンへの受け入れを契機にユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取り組みを進め、共生社会の実現を目指す自治体を指します。令和2年7月には布勢総合運動公園内に障がい者スポーツ施設である「鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア」（※15）が開設されました。また、聞こえない人の世界大会「デフリンピック」が令和7年に日本で初めて開催されるなど、障がい者スポーツへの機運は盛り上がりつつありますが、対象としたスポーツイベントやそれを支えるスタッフの数など障がい者スポーツを推進する体制は十分とは言えません。また、スポーツ庁の調査（R6）の結果、成人女性20～49歳のスポーツ実施率は同年代の男性に比べ、10.9ポイント低い傾向にあります。</p> <p>わが国では高齢化や人口減少が進み、地域や家庭、社会生活においてともに支え合う必要性が増えてきました。人間関係が希薄となりつつある中で、スポーツを通じて人と人の繋がりを強化したり、誰もが役割を持ちお互いを認め合う関係を構築することは、障がいの有無に関わらず、また老若男女においても今後必要になると考えます。</p>
<p>具体的施策</p>	<p>① 障がいの有無に関わらないスポーツ環境の醸成</p> <p>障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツに取り組めるような環境を醸成します。市民スポーツ大会やスポーツ・レクリエーション祭等といった多くの市民が集う機会に障がい者スポーツのアスリートを招き、パフォーマンスを披露したり、競技を通じて交流を深めることで障がい者スポーツの理解を深めたり、障がいの有無に関わらず一緒に楽しめるニュースポーツ（※16）を普及促進するなど、スポーツに気軽に触れたり、親しんだりする機会を提供します。また、障がい者スポーツを支援するスタッフの育成も課題であるため、スポーツ推進委員やスポーツ団体、市民を対象とした研修の実施を検討します。</p> <p>また、年齢や性別、障がいの有無を問わず、すべての市民が参加しやすいスポーツ大会の開催などにより市民が主体的に活動できる環境の整備を図ります。</p> <p>② 高齢者のスポーツ活動機会の創出</p> <p>スポーツやレクリエーションを通じて生活機能低下の防止や健康寿命の延伸、社会的孤独・孤立の解消等を支援する活動を推進することが求められます。</p> <p>グラウンド・ゴルフやラージボール卓球、バウンスボールなど、レクリエーション</p>

	<p>として楽しむことのできるスポーツを取り上げた「鳥取市スポーツ・レクリエーション祭」の充実を図るとともに、高齢者向けのスポーツイベントの開発を進めたりするなど高齢者が参加しやすいスポーツ活動の機会を創出します。</p> <p>また、身体を動かすことを通じ市民同士のふれあいや、自身の介護予防を目的に考案した「しゃんしゃん体操」(※17)を地域で普及し、元気でふれあいのある地域づくりを推進できるよう、しゃんしゃん体操普及員と協働で健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進します。</p>
	<p>③ 女性のスポーツ活動の推進</p> <p>スポーツ庁がまとめた「スポーツの実施状況等に関する世論調査(R6)」(※18)によると週1回以上スポーツに取り組んでいる20代~70代の割合は52.5%となっていますが、そのうち20代から40代の女性のスポーツ実施率が41%前後と特に低い傾向にあります。その理由として女性は特に、子育ての多忙感やスポーツの苦手意識が男性と比べて高い傾向にあり、スポーツを遠ざける要因になっていると考えられます。女性のスポーツ実施率の向上を図るため、女性のニーズや意欲にあったスポーツ機会の提供をすすめ、スポーツに参画しやすい環境を整備します。</p>

【鳥取市スポーツ・レクリエーション祭の参加者数の推移(人)】

R2	R3	R4	R5	R6
320	675	667	755	732

【鳥取市教育委員会において貸出を行っているニュースポーツ用具の例】

ポッチャ、ペタンク(屋内・屋外)、カローリング、ソフトペタンク、ファミリーバドミントン、羽根っこゲーム、ダブルダッチ、フロッカー、キンボール、グラウンド・ゴルフ、ティーボール、バグジー、クロリティー、シャッフルボード、ターゲットバードゴルフ、スカイクロス、アキュラシー、パットゲームスター、ふらばーるバレーボール、バウンスボール、スカットボール、スナッグゴルフ、ディスコン、モルック、ラダーゲッター 等



基本方針Ⅰ 生涯スポーツで活力ある社会の実現

【施策項目】4 市民総スポーツ運動の推進

<p>施策目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市民スポーツ大会(※19)や鳥取市スポーツ・レクリエーション祭(※20)を継続して開催し、より市民が参画しやすい大会に成長させる。 ・各種ウォーキングやマラソン大会など、誰もが気軽に取り組むことのできる体力づくり型事業を推進する。 <p>【数値目標】</p> <p>鳥取市民スポーツ大会の延べ参加校区数 延べ343校区(R6年度) ⇒ 延べ350校区(R12年度)</p> <p>ニュースポーツ用具の貸し出し件数 523件(R6年度) ⇒ 600件(R12年度)</p>
<p>現状と課題</p>	<p>本市では、市政70周年記念事業として始まり、半世紀以上続いている「鳥取市民スポーツ大会」に毎年多くの市民が参加しています。この市民総スポーツ運動の中核をなす市民スポーツ大会は、市民スポーツ活動の充実と体力の増進という目的だけでなく、ストレスの発散や自由時間の活用、また競い合うことにその意義を求めるなど、参加者がさまざまな目的意識をもって参加できる大会として、広く市民のスポーツへの関心を高めていると言えます。</p> <p>その一方で、令和2年3月の鳥取市民アンケート調査においては「今後市が優先すべき施策」の中で「スポーツ・レクリエーションの振興」は全体の6.2%程度となっており、前回調査(平成27年12月)の約6.3%から0.1ポイント程度下回っていることが分かります。</p> <p>こうしたさまざまな意見を踏まえ、今後も市民の主体的な活動を支援し、年齢や性別、障がい、国籍等を問わず、関心や適性等に応じてスポーツに参加できる環境づくりを促進することが必要です。</p> <p>本市が主催する鳥取市最大のスポーツイベント「鳥取市民スポーツ大会」や「鳥取市スポーツ・レクリエーション祭」はもちろんのこと、地域や民間が主導するスポーツイベントに対しても支援を行うことで、市民がスポーツに参加する機会を充実させ、市民総スポーツ運動の継続と展開を図り、生涯スポーツ社会の実現を進めてまいります。</p>
<p>具体的施策</p>	<p>① 鳥取市民スポーツ大会の充実</p> <p>市民スポーツ大会は、市内44の小学校区をA～Cの3グループに分け、対抗戦として開催しています。市民の交流の活性化を図るとともに、健やかで明るい生活づくりに資するよう、引き続き鳥取市スポーツ協会(※21)をはじめとする関係団体と連携しながら充実した大会にしていきます。</p> <p>参加校区数の増加を図るため、種目や大会参加ルールの見直しなどを引き続き検討していきます。</p> <p>② 地域振興スポーツ事業の推進</p> <p>スポーツに親しむきっかけづくりや体力づくりの一環として開催される各地域で開催されるスポーツ大会等などの事業を推進します。地域のスポーツ振興はもとより、合併以前から継続しており住民に馴染み深く、また小学生以下の子どもから高齢者まで幅広く参加することのできる行事として、地域に賑わいをもたらす地域振興事</p>

	業ともなっています。
	<p>③スポーツによる健康維持、体力の増進の促進</p> <p>自己の体力や健康状態を知り、健康管理につなげる取り組みを促進します。成人（20～79歳）を対象とした体力テストは、各地域のスポーツ推進委員が中心となって運営を行っています。他の行事と同日に開催するなど工夫されており、今後もこうした取り組みの定着を図ります。</p> <p>スポーツを通じて健康の維持・増進を図るため、関係機関と連携しながら、活力ある長寿社会の実現をめざして、健康寿命の延伸につながる取り組みを推進します。</p>
	<p>④誰もが楽しめるスポーツの普及促進</p> <p>本市教育委員会では、ポッチャやモルック、バウンズボールといった「ニュースポーツ」用具の貸出を無料で行っています。年齢や性別、障がいの有無にかかわらず取り組むことができるニュースポーツについて、スポーツ推進委員の派遣を行うとともに、新たなニュースポーツ用具の設置など、普及促進を図ります。</p>
	<p>⑤ 総合型地域スポーツクラブ等との連携・協力</p> <p>「多種目」「多世代」「多志向」を特徴とする総合型地域スポーツクラブ（※22）等と連携・協力し、市民のさまざまなニーズに合わせたスポーツ機会の充実を図ります。</p> <p>地域学校協働本部の広がりとともに様々な地域資源を活用し学校と地域が連携協働して子どもたちの成長を支える取組が推進されてきています。文部科学省が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の中では、部活動の段階的な地域移行が述べられるなど、今後は総合型地域スポーツクラブの果たす役割は大きくなっていくものと考えられます。</p>

【令和8年度鳥取市民スポーツ大会の競技種目】

◆得点種目（16種目）	… 卓球、ソフトテニス、弓道、ソフトボール、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、バドミントン、男子バレーボール、女子バレーボール、テニス、バスケットボール、水泳、ペタンク、軟式野球、陸上、バウンズボール
◆オープン種目（4種目）	… 柔道、剣道、ローイング、ソフトバレーボール

【鳥取市民スポーツ大会参加校区数の推移（校区）】

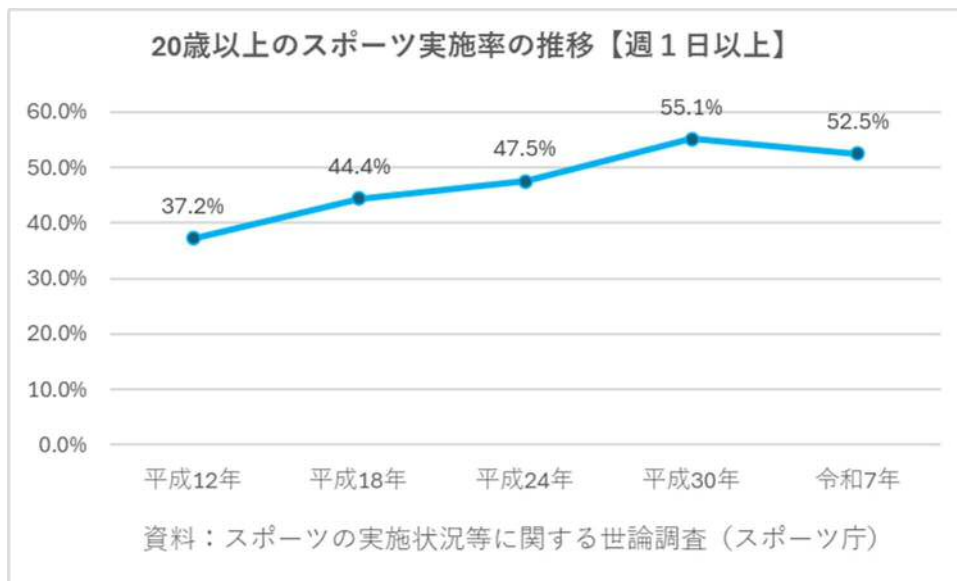
R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
中止	1 4 1	2 2 1	3 5 0	3 4 3



基本方針Ⅰ 生涯スポーツで活力ある社会の実現

【施策項目】 5 誰もが参加しやすいスポーツ環境づくり	
施策目標	身近な体育施設の機能改善やスポーツに関する情報の提供などを行い、誰もが参加しやすいスポーツ環境を整える。
現状と課題	<p>スポーツの効果の1つに、健康の維持増進があります。スポーツを通して長寿社会を実現するためには、身近なスポーツ環境の整備が必要となります。</p> <p>スポーツ基本法では「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」という障がい者スポーツに関する基本理念が掲げられています。一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会をはじめとする関係団体と連携し、障がい者スポーツ指導員等の協力の下、必要な配慮の内容を十分に検討する必要があります。</p> <p>また、令和2年度の本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は29.4%であり、全国（28.8%）や鳥取県（22.0%）を上回っており、その割合は上昇傾向にあります。こうした超高齢社会にあっては、「する」スポーツはもちろん、「ささえる」・「みる」スポーツの展開によって、高齢者が健康状態に応じて無理なく楽しみながらスポーツに触れる環境づくりが求められます。そのためには、社会体育施設の機能充実やスポーツ情報の提供などが必要になると考えられます。</p>
具体的施策	<p>① 安全なスポーツ環境の整備</p> <p>スポーツ活動中に発生する怪我や事故に対しては、各スポーツ団体等へ「スポーツ安全保険」（公益財団法人スポーツ安全協会）（※23）などへの加入を促すとともに、本市が主催するスポーツ大会等においては「鳥取市社会奉仕活動等補償制度」（鳥取市ボランティア・市民活動センター）（※24）を活用して救済します。</p> <p>また、熱中症等の事故を未然に防ぐために、事故防止に関する啓発を行います。</p> <p>加えて、エアコンを設置している体育館の活用や大型扇風機、テントの貸出しを行うなど、国が示す熱中症対策ガイドラインに則った熱中症対策に努めます。</p> <p>② スポーツに関する情報の提供</p> <p>市報や公式ウェブサイトを活用し、スポーツや健康づくりに関する情報を積極的に提供します。</p> <p>地区公民館をはじめとする市の関連施設にスポーツ大会等のポスターを掲示したり、パンフレットを設置するなど情報提供に努めます。イベント情報、施設利用に関する情報など、幅広い情報の提供を行います。</p> <p>また、地区体育会やスポーツ少年団、スポーツクラブ等に連絡先の登録を促し、関係者に対し情報提供ができる仕組みを整備してまいります。</p> <p>③ 市民サービスの向上を目的とした施設等の機能改善</p> <p>誰でも気軽に活用できるよう、特に高齢者や障がいのある人が利用しやすい施設とするため、既存の地区体育館・屋外体育施設等の機能拡充に努めます。</p> <p>「とっとり施設予約サービス」（※25）を活用し、予約状況の照会や予約申込が可能な施設の拡大を図り、施設利用者の利便性の向上に努めます。</p> <p>鳥取市営サッカー場（Axixバードスタジアム）、トレーニングセンターなどの施設において導入している「指定管理者制度」（※26）を推進し、より一層のサービスの向上と機能強化を図ります。</p>

また、鳥取市内の小・中・義務教育の体育施設開放を行い市民のスポーツ環境の充実に取り組んでいる（学校施設開放）ところですが、これと同時にWEB上での学校開放施設の予約申込や無人による鍵管理（受渡し含む）を一括して行う「学校体育施設スマート予約システム」（※27）により、市民のみなさんに使いやすい施設管理を行ってまいります。



【学校体育施設スマート予約システムによる体育館利用者数の推移（人）】

R 4	R 5	R 6
4 3 8, 6 3 4	6 6 7, 4 7 2	8 3 0, 6 6 9



基本方針Ⅱ 地域におけるスポーツ活動の推進

【施策項目】 1 地域活力の創出に向けたスポーツ振興	
施策目標	<p>地域スポーツを支える各種団体や人材を育成・支援したり、地元のプロスポーツチームと相互発展することで、地域におけるスポーツを振興し、地域活力の創出を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <p>学校体育館等の延べスポーツ利用者数 延べ830,669人（R6年度） ⇒ 延べ900,000人（R12年度）</p> <p>ガイナレ鳥取観客動員数 3,057人（R6年度） ⇒ 3,100人（R12年度）</p>
現状と課題	<p>各小学校区単位で運動会が開催されるなど、地域において市民が主体となった活動が展開されています。少子高齢化が進む中、子どもから高齢者までのあらゆる世代が一体となった取り組みが展開されていることは地域の活性化に一役買っているといえます。</p> <p>地域スポーツ活動に取り組むことが、地域における人と人とのつながりを更に深めていくことにつながります。本市では、地域体育会やスポーツ推進委員などが各地域で活動しており、こうした地域スポーツを支える各種団体や人材を育成・支援し、市民のスポーツ活動を支える体制を強化していく必要があります。</p> <p>また、本市は地元で唯一のプロサッカーチームである「ガイナレ鳥取」のメインスタジアムを有しており、地域を挙げて応援する機運をより高めていく必要があります。チームへの愛着を高め、チーム活動の環境を整え、まちの魅力や活力を創出することが求められます。</p>
具体的施策	<p>① スポーツ界の好循環の創出</p> <p>鳥取県教育委員会が実施する「鳥取県トップアスリート派遣事業」(※28)を活用して、県にゆかりのあるトップアスリートが県内の児童生徒などに対して、自身が有する技術や経験などを伝えることで地域に還元し、アスリート自らも指導者のスキルアップにつなげるという好循環を生み出します。</p> <p>地元から輩出されたトップアスリートを地元で指導者として派遣できる体制づくりを検討します。</p> <p>② 地域から発信するスポーツ活動の展開</p> <p>鳥取市地域体育会連合会(※29)や鳥取市スポーツ推進委員協議会(※30)などの地域に密着した団体の活動を積極的に支援することで、人材育成や地域活性化につながります。</p> <p>③ スポーツ推進委員を対象とする研修の充実</p> <p>地域におけるさまざまなスポーツイベントの中心的な役割を担うスポーツ推進委員に対する指導者としての資質向上につながる研修や講習の充実を図ります。委員121名(定数)によって構成される鳥取市スポーツ推進委員協議会では、ニュースポーツの実技研修会や救急救命(AED)講習会などを実施しており、今後もこうした取り組みを支援します。</p> <p>④ 地域に根差したプロスポーツチームとの相互発展</p> <p>プロスポーツは、「みる」スポーツとして幅広い年齢層に親しまれ、とりわけ青少年に対しては夢と希望を与え、青少年の健全な育成やスポーツ全体の振興に大きな役</p>

割を果しています。

県内で唯一のプロスポーツチームであり、山陰地方初のＪリーグクラブである「ガイナーレ鳥取」と連携を図り、地域活力の創造や郷土愛の醸成につながるスポーツ活動を展開します。

また、地域に活力を与えるプロスポーツチームへの支援の輪が市民や企業に更になり、全市的な応援体制となるよう努めつつ、チームと地域の相互発展を図ります。

⑤「ささえるスポーツ」活動の創出

地域のスポーツ行事で急病人・怪我人等が発生した場合、迅速な救命・救急手当てが処置できるよう「救急救命（ＡＥＤ）講習会」を開催したり、地域スポーツ大会の運営や日常的なスポーツの指導などを行います。

競技者としてではなく運営サイドとしてイベントに関わる機会を創出することで、間近で競技を感じることができる臨場感、サポートすることで得られる達成感など、「ささえる」ことがスポーツの楽しみ方の一つとして、市民へ提案してまいります

⑥ 施設開放の促進

本市では、社会体育の普及や児童等の安全な遊び場の確保のため、各地域体育会の運営・管理の下に学校体育施設を開放しています。令和３年度から、小・中・義務教育学校で学校施設開放を展開しています。従来、学校施設開放における予約管理や鍵の管理を地区体育会に依頼していましたが、学校施設開放の拡充する時期に併せて、施設予約と鍵管理を一元管理し、web上で予約をした者が体育施設に備え付けている鍵ボックスから鍵を入手するシステムを導入しています。

今後も利用者の利便性を高める取組について適宜検討してまいります。

【施設開放対象学校（令和８年４月現在）】

	学 校 名
小学校	久松、醇風、修立、日進、富桑、稲葉山、城北、美保、賀露、明德、倉田、面影、大正、東郷、明治、世紀、湖山、末恒、米里、津ノ井、浜坂、岩倉、美保南、湖山西、中ノ郷、若葉台、宮ノ下、国府東、河原第一、散岐、西郷、用瀬、佐治、浜村、宝木、瑞穂、旧逢坂、青谷（３８施設）
中学校	東、西、南、北、高草、湖東、桜ヶ丘、中ノ郷、国府、河原、千代南、気高、青谷、旧江山中学校、旧湖南学園（１５施設）
義務教育学校	湖南学園、福部未来学園、鹿野学園（流沙川学舎、王舎城学舎）、江山学園（５施設）



基本方針Ⅱ 地域におけるスポーツ活動の推進

【施策項目】 2 スポーツ交流の推進	
<p>施策目標</p> <p>スポーツを通じた地域交流により、地域の魅力を市外に広く発信するとともに、スポーツの相互理解や友好の促進を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <p>鳥取マラソン参加登録者数 3,369名（R6年度） ⇒ 3,400名（R12年度）</p> <p>スポーツの実技指導やスポーツイベントのボランティア参加者数 351名（R6年度） ⇒ 400名（R12年度）</p>	
<p>現状と課題</p> <p>多くの人々と交流を深められることは、スポーツの魅力の1つと言えます。県内のみならず、県外や世界の国々も視野に入れながら、地域を超えたつながりをつくることは、地域活性化を果たすことにもつながります。</p> <p>近年では、スポーツを観光と結びつけたスポーツツーリズム(※31)が各地で推進されており、本市においてもこういった取り組みを積極的に行うことが求められます。県内唯一のフルマラソン大会（公益財団法人日本陸上競技連盟公認）である「鳥取マラソン」(※32)は、当初の1,000人程度のエントリーから県内外より3,000人を超えるランナーがエントリーする大会へと成長してきました。こうした全国規模の大会を通じて本市の魅力を市外に広く発信することで、更なるスポーツ交流人口の増加につなげることが必要です。</p> <p>また、今後、全国大会レベルの競技会や世界選手権やワールドカップ級のキャンプ地誘致を進めていくため、県や関係機関、競技団体等と連携し、キャンプ地誘致への取り組みを進めていく必要があります。令和15年度に予定されている鳥取国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催にむけ、市民のスポーツ機運の向上及び競技力向上に向けスポーツ交流を推進していくことが重要です。</p>	
<p>具体的施策</p> <p>① スポーツツーリズムの推進</p> <p>スポーツと観光が一体となったイベントを開催し、市の観光資源を県内外へPRします。鳥取マラソンは、2014大会より鳥取砂丘や因幡万葉の里を巡る新コースとなりました。また、2018大会にはボランティアスタッフを600人まで増加する等、歓迎・おもてなし体制を強化して実施しています。本県唯一のフルマラソン大会として全国のランナーからの評価も高く、参加者の6割が県外者となるなど、本市の賑わいの創出にも寄与しています。引き続きランナーをはじめ、大会を支援するボランティアスタッフにも満足度の高い大会となるよう創意工夫を図ります。</p> <p>また、これまで大規模大会やキャンプ地を誘致するにあたり、その都度、実行委員会形式で受け入れ態勢を整えていましたが、ノウハウの継承や人材の確保が課題となっていました。今後、大規模な大会を実施する際は、実行委員会に關係機関に参画していただくなど、スポーツ大会の開催の際には、官民一体となって、本市のPRや賑わいの創出を図ります。</p> <p>② スポーツを通じた国際交流の推進</p> <p>平成19（2007）年の世界陸上競技選手権大阪大会、平成27（2015）年の世界陸上競技選手権大会北京大会に出場したジャマイカ代表陸上選手団の事前キャンプを受入れた経験を生かし、平成29年11月に東京オリンピック・パラリンピ</p>	

	<p>ックの事前キャンプ地としての調印、これを受け平成30年2月にジャマイカ代表陸上選手団の「ホストタウン」として登録されました。令和7（2025）年に東京2025世界陸上のためジャマイカ代表陸上選手団が事前キャンプを行い、令和9（2027）年には30歳以上対象の国際的なスポーツの祭典『ワールドマスターズゲームズ2027関西』が開催され、本市ではアーチェリー競技の実施が決定しています。今後とも、引き続き競技団体や鳥取県と連携しスポーツによる国際友好関係の構築を進めます。</p>
	<p>③ 「みるスポーツ」活動の推奨</p> <p>スポーツ観戦、パブリックビューイング（※33）などの「みるスポーツ」活動を推奨し、スポーツ交流の拡大をめざします。高い競技水準のスポーツイベントの誘致を推進し、「みるスポーツ」活動を通じてスポーツの魅力を伝えます。</p> <p>また、障がい者スポーツをみる機会の提供についても検討します。</p>
	<p>④ 交流事業の開催</p> <p>市民アンケートでは因幡但馬麒麟のまち連携中枢都市圏で市民が連携を深めることを期待している分野として『教育・文化・スポーツに関する分野』という項目が22パーセントを占めています。スポーツによる交流を推進するにあたり「麒麟のまち圏域」をエリアとしたスポーツイベントの開催に対し補助制度を創設しています。競技力向上はもちろんのこと、健康寿命の延伸を達成するため今後とも当圏域で開催される民間団体主催の大会及びイベントを開催します。</p>
	<p>⑤ 姉妹都市交流の継続</p> <p>昭和47年3月に姉妹都市提携を結んだ兵庫県姫路市とは、親善と友好を深めることを目的に、相互理解のもと、昭和52年8月より毎年「姉妹都市親善スポーツ交歓大会」（※34）を開催しています。子どもから高齢者まで幅広い年齢層が参加する本大会は、生涯スポーツ社会の実現に資するものであり、今後も民間ベースを基本としたイベントを継続して実施します。</p>
	<p>⑥ 鳥取国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催</p> <p>昭和60年の第40回国民体育大会（わかとり国体）以来、48年ぶりに鳥取県での開催となる第87回国民スポーツ大会が令和15年に開催されます。現在「鳥取県準備委員会」を設立し、準備を進めているところです。</p> <p>今後、本市としても、大会開催準備はもとより、スポーツ活動ができる環境整備、機運の醸成などに取り組む必要があります。</p> <p>また、選手強化については、スポーツ活動の機会の提供やトップアスリートによる指導、小中学生への全国大会出場支援などを実施しており、引き続き、鳥取県や各競技団体をはじめとする関係機関と連携しながら取り組みます。</p>

基本方針Ⅲ 持続可能なスポーツ人材育成・環境整備

【施策項目】 1 競技人口の増加をめざした施策の展開	
施策目標	関係団体と連携しながら、市民の競技スポーツに対する関心を高め、競技人口の増加をめざす。
現状と課題	<p>令和8（2026）年の全国中学校体育大会、令和9（2027）年のワールドマスターズゲームズ2027関西の開催と全国規模のスポーツ大会が計画されています。これら大規模の大会を成功させるには、今後とも各種スポーツ大会、キャンプ・合宿の誘致に取り組むことで、一流競技者のパフォーマンスを近くで体験する機会を市民に提供し、スポーツへの関心を掘り起こしたり、競技人口の増加、競技力の向上に結び付けてまいります。大会において優秀な成果を収めた選手への支援、表彰を充実させることで競技スポーツへ向かう人々を後押しすることも推進します。</p> <p>また、スポーツで功績を遺したアスリートやスポーツ界の発展に尽力した方など、本市であまり知られていない偉人や功績は数々あります。令和15（2033）年に予定されている鳥取国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会では、文化プログラムとして地域のスポーツ文化や郷土文化を取り上げることもあり、これらの歴史に光をあて、今を生きる我らが「知る・調べる」ことこそ、郷土に誇りを持ち、且つスポーツへの関心を一層深めることに繋がります。本市のこれからのスポーツ文化の発展につながっていくものと考えするため、スポーツの顕彰制度の充実を図る必要があります。</p>
具体的施策	<p>① スポーツ協会をはじめとする関係団体との連携・協働</p> <p>鳥取市スポーツ協会をはじめ、県のスポーツ関係各課や公益財団法人鳥取県スポーツ協会、鳥取県障がい者スポーツ協会などの外郭団体等と連携し、選手養成及び強化を図ります。また各種競技団体の組織体制強化の支援をしスポーツ活動の活性化や競技力の向上を図ったり、地域や民間によるスポーツ活動の支援を行うなど、市民の健康寿命の延伸とスポーツ人口の増加に向けた振興策に取り組みます。</p> <p>② 指導者の育成と資質の向上</p> <p>競技人口を拡大するためには、指導者の育成が不可欠であることから、指導者向けの研修会を開催したり、指導者の資質の向上につながるような指導方法に関する情報の提供などに努めます。また、ドーピング防止活動を推進するため、アンチ・ドーピング教育の充実を図ります。</p> <p>③ 「するスポーツ」活動の積極的な展開</p> <p>近年、オリンピックでスケートボードやサーフィン等が採用されたことから分かるとおり競技種目は増加しており、本市が主催する既存の大会ではその多様化したニーズに対応できません。民間が主催するアマチュアスポーツ大会等の開催を支援することで、多種多様なスポーツを市民のみなさんに楽しんでいただく環境を整えることが必要です。「する」という視点からスポーツを捉えるという原点に立ち返り、競技人口を増加させるため、本市教育委員会で主催する既存事業の見直しや、地域や民間事業者が主催する事業への支援を進める中で、従来では大会に参加できなかった方の掘り起こしを進めます。</p> <p>④ 優秀選手への支援</p> <p>児童のスポーツ活動の健全な発展を図ることを目的として、小学生がスポーツの全</p>

国大会に出場する場合、補助金を交付しています。競技力の向上に向けてその在り方を順次検討することとします。

⑤ 顕彰制度の充実と「知る・調べる」活動の支援

長年本市のスポーツ発展に貢献された方や、指導者として顕著な功績を上げられた方、あるいは選手として当該年度のスポーツ大会で活躍され素晴らしい成績をあげられた方を「鳥取市スポーツ表彰式」(※35)において表彰します。

また、スポーツで功績を遺したアスリートやスポーツ界の発展に尽力した方など、本市であまり知られていない偉人や功績は数々あります。これらの歴史に光をあて、「知る・調べる」ことを通じて、市民のスポーツ機運を盛り上げるため、本市のスポーツのあゆみや偉人を検証する企画を検討します。

【スポーツ協会加盟団体】

鳥取市陸上競技協会、鳥取市軟式野球協会、鳥取市バレーボール協会、鳥取市バスケットボール協会、鳥取市卓球協会、鳥取市ソフトテニス協会、鳥取市バドミントン協会、鳥取市柔道協会、鳥取市剣道連盟、鳥取市弓道協会、鳥取市相撲連盟、鳥取市体操協会、鳥取市ソフトボール協会、鳥取市水泳協会、(一財)鳥取市サッカー協会、鳥取市スケート連盟、鳥取市テニス協会、鳥取市アーチェリー協会、鳥取ローイング協会、鳥取市ゲートボール協会、鳥取市少林寺拳法協会、鳥取市グラウンド・ゴルフ協会、鳥取市なぎなた協会、鳥取市ペタンク協会、鳥取市ドッジボール協会、東部地区バウンスポール協会、鳥取市ボウリング連盟、鳥取市クレール射撃協会、鳥取市スポーツ少年団、鳥取市中学校体育連盟、鳥取市地域体育会連合会、鳥取市スポーツ推進委員協議会、鳥取市スポーツ協会国府町支部、鳥取市スポーツ協会福部町支部、鳥取市スポーツ協会河原町支部、鳥取市スポーツ協会用瀬町支部、鳥取市スポーツ協会佐治町支部、鳥取市スポーツ協会気高町支部、鳥取市スポーツ協会鹿野町支部、鳥取市スポーツ協会青谷町支部



WMG2027 関西
マスコットキャラクター
「スフラ」



基本方針Ⅲ 持続可能なスポーツ人材育成・環境整備

【施策項目】 2 施設をはじめとするスポーツ環境の構築	
施策目標	<p>市民誰もが安全で安心なスポーツ活動が行える環境づくりに努めることで、市民のスポーツ活動意欲を高め、競技力の向上へつなげる。</p> <p>【数値目標】</p> <p>市民体育館の利用者数 180,000人（R6年度） ⇒ 200,000人（R12年度）</p>
現状と課題	<p>令和5年7月に策定された「鳥取市公共施設再配置の推進に向けた取組方針」の中で、公共施設経営の目的として、「公共サービスの維持・向上」「安全・安心な市民生活」「次世代の負担軽減」の3点が掲げられています。利便性を向上し、年齢や性別、障がい、国籍等を問わず、誰もが安心してスポーツ活動を行えるよう、既存施設の改修や機能充実を図る必要があります。本市においては近年、鳥取市弓道場や鳥取市若葉台スポーツセンターなど、各種競技の拠点となる施設整備を行ったり、本市のスポーツ振興の拠点となる鳥取市民体育館の利用を促進しています。本市が所有する他の社会体育施設の老朽化が進んでいることから、「鳥取市公共施設再配置の推進に向けた取組方針」を踏まえながら検討が進められていますし、「鳥取市障がい者計画」（※36）を踏まえ、多目的トイレや洋式トイレの設置を進めるなどバリアフリー化に努めています。市民の競技スポーツへの関心が高まっている中、市民のニーズに応じたスポーツ環境の構築が求められます。</p>
具体的施策	<p>① 競技スポーツに対する市民ニーズの把握 施設の改修や機能充実の優先度の決定や競技団体への支援の参考とするため、競技スポーツに対する市民ニーズを把握します。</p> <p>② 施設予約の利便性の向上 施設予約の方法を分かりやすく、簡易なものとすることで、施設の利用者を増やすことを目標とします。</p> <p>③ 競技者への積極的な広報 競技スポーツに関する情報や大会の開催に関する情報などを競技者へ積極的に広報します。</p> <p>④ 競技スポーツとの出会いの創出 各種大会におけるキャンプ地の誘致活動や大会の誘致を行うことで、競技スポーツとの出会いを創出します。</p> <p>⑤ スポーツ施設環境の充実 年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての市民が安心してスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設のバリアフリー化や耐震化を推進し、施設環境の充実を図ります。 また、学校施設の開放事業をシステム化により市民の利便性の向上を図るとともに、スポーツ施設の利用状況の把握に努め、効率的な施設利用を推進します。</p>

本計画の数値目標について

本計画の数値目標はこれまで記載したとおりですが、改めて、一覧にまとめました。

基本方針	数値目標	R6年度	R12年度	頁
Ⅰ 生涯スポーツで活力ある社会の実現	こころのプロジェクト「夢の教室」実施校数（校）	14	20	P10
	鳥取市スポーツ・レクリエーション祭の参加者数（人）	731	800	P12
	鳥取市民スポーツ大会の延べ参加校区数（校区）	延べ343	延べ350	P14
	ニュースポーツ用具の貸し出し件数（件）	523	600	P14
Ⅱ 地域におけるスポーツ活動の推進	学校体育館等の延べスポーツ利用者数（人）	延べ830,669	延べ900,000	P18
	ガイナール鳥取平均観客動員数（人）	3,057	3,100	P18
	鳥取マラソン参加登録者数（人）	3,369	3,400	P20
	スポーツの実技指導やスポーツイベントのボランティア参加者数（人）	351	400	P20
Ⅲ 持続可能なスポーツ人材育成・環境整備	市民体育館の利用者数（人）	180,000	200,000	P24

【資料1】用語解説

- ※1 **スポーツ基本法** … 昭和36年に制定されたスポーツ振興法を全部改正し、スポーツ推進のための基本的な法律として、平成23年8月に施行された。
- ※2 **スポーツ基本計画** … スポーツ基本法第9条の規定に基づいて、平成24年3月に策定されたスポーツの推進に関する基本的な計画。
- ※3 **第3期鳥取県スポーツ推進計画** … 平成31年3月に策定された鳥取県全体のスポーツ推進に関する基本的な計画。そのめざす姿を「誰もが元気いっぱいの鳥取県！～スポーツでつむぐ絆と輝く未来～」としている。
- ※4 **鳥取市総合計画** … 鳥取市が市民と共に取組むまちづくりの指針として、アンケートや市民まちづくりワークショップを通じて市民等との協働により策定された総合的な計画。平成28年4月に「第10次総合計画」（平成28～32年度）が策定され、令和3年3月に「第11次総合計画」（令和3～7年度）が策定された。
- ※5 **鳥取市教育振興基本計画** … これから歩むべき教育の具体的な方向性を示した5カ年計画（計画期間：令和8年度～12年度、令和8年4月策定）。
- ※6 **鳥取市生涯学習推進基本方針** … 多くの地域で生涯学習活動が活発に繰り広げられるようになり、今後の急激な社会変化や市民の要請に対応するため、令和3年4月に策定した方針（令和3年3月改定）。
- ※7 **鳥取市公共施設再配置の推進に向けた取組方針** … 公共施設再配置のより一層の推進に向けた取組方針として令和5年7月に策定された方針。
- ※8 **スポーツ振興法** … 東京オリンピックの開催を見据え、昭和36年に制定された法律。平成23年8月に全部改正が行われ、名称もスポーツ基本法となった。
- ※9 **スポーツ立国戦略** … 日本の「新たなスポーツ文化の確立」をめざし、「人〔する人、観る人、支える（育てる）人〕の重視」「連携・協働の推進」という基本的な考え方のもとに実施すべき5つの重点戦略を掲げている。
- ※10 **鳥取市スポーツ推進審議会** … 鳥取市スポーツ推進審議会条例に基づいて設置される審議会で、スポーツの推進に関する事項について調査及び審議する。
- ※11 **こころのプロジェクト「夢の教室」** … スポーツや文化、芸術の分野で日本のトップレベルを極めた著名人等を特別授業講師「夢先生」として迎え、実体験等に基づく授業を展開する事業。公益財団法人日本サッカー協会による事業で、対象は小学5年生、中学2年生。
- ※12 **『小学生スポーツ活動ガイドライン』** … 鳥取市の小学生スポーツに関わるすべての指導者、保護者をはじめ関係者が望ましいスポーツ活動の共通理解を深めることを目的に、鳥取市教育委員会が平成26年2月に策定した小学生のスポーツ活動に関する基本方針。
- ※13 **鳥取市スポーツ少年団** … スポーツ少年団は、単位、市区町村、都道府県、国の4つの段階で構成される。昭和37年に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に日本スポーツ少年団が創設されたのが始まり。鳥取市では、本部を鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課に置いている。

※14 山陰海岸ジオパーク小学生駅伝競走大会 … 山陰海岸ジオパークの世界ジオパークネットワーク認定を契機に、府県を超えた繋がりをつくることなどを目的として、兵庫県但馬管内・鳥取市・岩美町・京丹後市などで組織する実行委員会が主催する駅伝競走大会。第1回大会を平成26年10月に開催。

※15 鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア … 令和元年7月、布勢総合運動公園内に開設された障がい者スポーツの拠点施設。

※16 ニュースポーツ … 20世紀後半に新しく考案・紹介されたスポーツ群で、子どもから高齢者まで、また障がいの有無に関わらず楽しむことができるスポーツ。バウンスボール、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、ペタンク、キンボールほか。

※17 しゃんしゃん体操 … 介護予防と地域の触れ合いを目的とし、鳥取市で作られた体操で、新聞紙を丸めた棒やタオルを使い、しゃんしゃん傘踊りの音楽に合わせて行う。鳥取市ではしゃんしゃん体操普及員（令和7年：173名）を任命し、体操の普及促進に努めている。

※18 スポーツの実施状況等に関する世論調査 … スポーツ庁が、スポーツの実施状況等に関する国民の意識を把握し、施策の参考とする目的で毎年実施している調査。

※19 鳥取市民スポーツ大会 … 昭和33年に、市政70周年記念事業として始まり、「長期」「多種目」を特徴とする市民参加型スポーツ大会。

※20 鳥取市スポーツ・レクリエーション祭 … 生涯スポーツの普及に伴い、平成2年から始まったレクリエーション祭。校區別に競技スポーツを中心とする鳥取市民スポーツ大会とは異なり、市民誰もが気軽に参加できる種目中心の大会となっている。

※21 鳥取市スポーツ協会 … アマチュアスポーツの普及振興と市民スポーツへの興味・関心を高める様々な事業を行い、各種スポーツ活動機会の充実やスポーツ団体の育成を努めたり、市民の健康増進や競技力向上に取り組んでいる団体。加盟している団体数は40団体（令和7年度現在）。

※22 総合型地域スポーツクラブ … 地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、「多種目」「多世代」「多志向」のスポーツクラブ。

※23 スポーツ安全保険 … （公財）スポーツ安全協会が契約者となり、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体（4名以上、アマチュア）の構成員を被保険者として、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用担保を一括契約した補償制度。

※24 鳥取市社会奉仕活動等補償制度 … 市が保険料を負担し、ボランティア活動、自治会活動など、多くの方々による様々な市民活動中の事故を救済し、市民が安心してボランティア活動や地域活動に参加できるよう保障する制度。

※25 とっとり施設予約サービス … 鳥取県内の参加市町村が共同で利用する施設予約システム。パソコンや携帯電話から、参加市町村が保有する施設の空き状況の検索や施設の予約を行うことができる。

※26 指定管理者制度 … 地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により、公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定する者（指定管理

者)が管理を代行する制度。

※27 学校体育施設スマート予約システム … 学校施設開放事業として、市民に開放する小中学校及び義務教育学校の体育施設の予約管理をweb上で行ったり、これに連動した鍵管理を無人で行うシステム。令和3年度開始。

※28 鳥取県トップアスリート派遣事業 … 鳥取県が平成25年度から実施している事業。「鳥取県トップアスリートバンク」に登録している県ゆかりのトップアスリートを県内の小・中学校などに派遣し、子どもたちに運動の楽しさなどを伝える。

※29 鳥取市地域体育会連合会 … 鳥取市内に地区単位で59ある体育会の連合体組織。鳥取市から委託を受け、学校施設開放事業などを行っている。

※30 鳥取市スポーツ推進委員協議会 … 鳥取市内各地区・校区から推薦されたスポーツ推進委員(スポーツ基本法第32条で規定される非常勤の公務員。任期は2年。)121名で構成される協議会。5つの専門部(企画部、広報部、事業部、普及1部、普及2部)に分かれ活動を行っている。

※31 スポーツツーリズム … スポーツ資源とツーリズムを融合する取り組み。既存のスポーツ資源の他にも地域資源がスポーツの力で観光資源となる効果が期待され、交流人口の拡大や地域経済への波及効果を目指している。

※32 鳥取マラソン … 新日本海新聞社主催の「日本海マラソン」と鳥取市主催の「湖山池一周ハーフマラソン」を統合し、平成19年度から開催している日本陸上競技連盟公認のフルマラソン大会。

※33 パブリックビューイング … スタジアムにある大型の映像装置などを利用して観戦を行うイベント。

※34 姉妹都市親善スポーツ交歓大会 … 姫路市と鳥取市が毎年行っているスポーツ交歓大会。姫路市と鳥取市の隔年開催で、開催地のスポーツ協会加盟団体が主管となり、毎年3種目程度を実施している。

※35 鳥取市スポーツ表彰式 … 毎年開催される鳥取市スポーツ協会主催の鳥取市のスポーツ振興のために功労があった者などを表彰する式典。

※36 鳥取市障がい者計画 … 障害者基本法第11条第3項に定める、障がいのある人のための施策に関する本市の基本的な方向性を示す計画(計画期間:令和6年度~14年度)。

【資料 2】

鳥取市スポーツ推進審議会条例

平成 23 年 9 月 22 日
鳥取市条例第 29 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、鳥取市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、スポーツの推進に関する事項について調査及び審議をすること。
- (2) スポーツの推進に関する事項について教育委員会に建議すること。
- (3) その他教育委員会がスポーツの推進に関する計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(鳥取市スポーツ振興審議会条例の廃止)

2 鳥取市スポーツ振興審議会条例（昭和 37 年鳥取市条例第 10 号）は、廃止する。

【資料 3】

鳥取市スポーツ推進審議会委員名簿

	氏 名	選出団体及び役職等
委員	林 昭男	鳥取県スポーツ協会 会長
委員	高須 宣行	鳥取県東部医師会 会員
会長	新田 明彦	鳥取市スポーツ協会 副会長
委員	清水 秀満	鳥取市地域体育会連合会 会長
委員	上田 秀美	鳥取市スポーツ推進委員協議会 会長
委員	宮本 奈津枝	鳥取市連合婦人会 常任委員
委員	手嶋 正生	鳥取県障がい者スポーツ協会 常務理事
委員	吉村 雅子	鳥取市社会福祉協議会 参事
委員	西尾 紀子	鳥取福祉会 保育部次長
委員	小林 啓二	鳥取市中学校体育連盟 会長
委員	鈴木 恵子	公募
委員	大西 早織	公募

任期：令和 7 年 8 月 1 日～令和 9 年 7 月 3 1 日



第3期鳥取市スポーツ推進計画
令和8年4月

発行：鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課（スポーツ振興係）

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地
電話：0857-30-8427
ファックス：0857-20-3954
メール：kyo-gakuspo@city.tottori.lg.jp